

都城市はばたけ都城六次産業化総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農林畜産業者のうち自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物等」という。）の販売又は自己生産農林畜産物等を用いた加工品の販売に取り組むもの又は商工業者のうち農林畜産業を営む市内に住所を有する個人又は市内に本社事務所等その他事業の本拠地を設置する団体若しくは法人が本市で生産された農林畜産物又は副産物（以下「本市生産農林畜産物等」という。）を用いた加工品の製造及び販売に取り組むものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新商品 補助事業実施年度に自己生産農林畜産物等を用いて開発する加工品又は当該年度以前に自己生産農林畜産物等を用いて開発した加工品のうち当該年度に商品改良やパッケージデザイン等の改良に取り組むものをいう。
- (2) 新商品等 新商品及び新商品以外の自己生産農林畜産物等を用いて開発した加工品又は自己生産農林畜産物等の付加価値を高める処理を施した商品をいう。
- (3) コラボ商品 本市生産農林畜産物等を用いた加工品のうち、消費者への販売時点において、本市生産農林畜産物等の使用が記載された加工品をいう。
- (4) コラボ商品等 コラボ商品及びコラボ商品の原材料となる加工品のうち、消費者への販売時点において、その使用が記載されている本市生産農林畜産物等の加工品をいう。
- (5) 農林畜産業者 農林畜産業を営む個人又は団体若しくは法人であって、自己生産農林畜産物等を販売し、又は自己生産農林畜産物等を用いた加工品を販売することができるものをいう。
- (6) 商工業者 商工業を営む個人又は団体若しくは法人であって、本市農林畜産物等を用いた加工品を製造及び販売することができるものをいう。

- (7) ソフト事業 農林畜産業者が実施する新商品の開発、新商品等の販路開拓、新商品等に係る新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に関する事業をいう。
- (8) ハード事業 農林畜産業者が実施する自己生産農林畜産物等の加工製造、新商品等に係る新たな販売方式の導入、販売方式の改善又は生産規模の拡大に必要な機械設備若しくは施設の整備に関する事業をいう。
- (9) 農林畜産物加工支援事業 商工業者が実施するコラボ商品等の加工製造又は製造規模の拡大に必要な機械設備に関する事業をいう。
- (10) 六次産業化法認定事業者 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本社事務所その他事業の本拠地を設置する団体若しくは法人で、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 農林畜産業を営む個人

イ 都城農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項に規定する者）が所管し、又は指導する農産加工グループ（市内に加工施設を有する者に限る。）

ウ 農林畜産業者の組合又は農林畜産業者で構成する団体（以下「農業団体等」という。）で、ア及びイ以外のもの（当該農業団体等の構成員数の80パーセント以上が市内に住所を有し、かつ、農業団体等の運営及び事業に要する費用を全ての構成員が共同して負担している者に限る。）

エ 農業法人（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法第72条の3に規定する農事組合法人をいう。）の形

態で農林畜産業を営む法人

オ 六次産業化法認定事業者

カ 商工業者（商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する者）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 市が発注する建設工事の請負、物品の購入、製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 個人事業主又は法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者でないこと。

(6) 個人事業主又は法人等の役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者と密接な関係を有していないこと。

(7) 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象者として適切でない認められる事由がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) ソフト事業

(2) ハード事業

(3) 農林畜産物加工支援事業

2 補助対象事業選定の原則、補助対象経費参入の原則、物品等を調達する場合の手続等については、別表第1に掲げるとおりとする。

（ソフト事業の内容等）

第5条 前条第1項第1号に規定するソフト事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新商品の開発及び事業化に関する事業
 - ア 新商品の試作又は改良
 - イ 新商品のデザイン開発又は改善
 - ウ 新商品の市場評価調査
- (2) 新商品等の販路開拓に関する事業
 - ア 展示会・見本市等（以下「展示会等」という。）への新商品等の出展
 - イ その他の新商品等の販路開拓の取組
- (3) 新商品等に係る新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に関する事業
 - ア インターネット通信販売及びカタログ通信販売（以下「インターネット通販等」という。）の導入又は改善
 - イ その他の新たな販売方式の導入又は改善の取組

2 前項の事業に係る補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 謝金（アンケート調査謝金等）
- (2) 旅費（新商品開発、販路開拓等に係る旅費）
- (3) 需用費（資材購入費、印刷費、試供品作成費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、成分分析等検査費等）
- (5) 使用料等（試作品の製造に関する機器のリース料等）
- (6) 委託料（加工委託料、デザイン料等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める経費

3 第1項の事業に係る補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。ただし、その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び第2項に係る適用の基準は、別表第2によるものとする。

（ハード事業の内容等）

第6条 第4条第1項第2号に規定するハード事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機械設備の整備事業
 - ア 選別機械、洗浄機械、冷凍冷蔵機械、検査分析機械、出荷用機械等加工製造に必要と認める機械設備
 - イ 移動販売車等新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に必要と認める機

械設備

ウ 生産規模の拡大に必要と認める機械設備（補助対象者は、六次産業化法認定事業者に限る。）

(2) 施設の整備事業

ア 加工用集出荷施設、加工処理用施設等加工製造に必要と認める施設

イ 直売施設、観光農園直売施設、農家レストラン施設、農家民宿施設等新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に必要と認める施設

ウ 畜舎、園芸ハウス等生産規模の拡大に必要と認める施設（補助対象者は、六次産業化法認定事業者に限る。）

2 前項の事業に係る補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計監理費

(2) 工事費（付帯工事費を含む。）

(3) 機械設備購入費（据付工事費を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか必要と認める経費

3 第1項の事業に係る補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の3分の1以内とし、300万円を上限とする。ただし、その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び第2項に係る適用の基準は、別表第3によるものとする。

（農林畜産物加工支援事業の内容等）

第7条 第4条第1項第3号に規定する農林畜産物加工支援事業の内容は、次に掲げる機械設備の整備事業とする。

(1) コラボ商品等の加工製造に必要と認める機械設備

(2) コラボ商品等の製造規模の拡大に必要と認める機械設備

2 前項の事業に係る補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 機械設備購入費（据付工事費を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか必要と認める経費

3 第1項の事業に係る補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の3分の1以内とし、300万円を上限とする。ただし、その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項に係る適用の基準は、別表第4によるものとする。

(事業認定の申請)

第8条 第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項に規定する事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該事業に係る事業認定申請書(様式第1号)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が省略することを認めた書類は、この限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業計画明細書(ソフト事業又はハード事業の場合には様式第4号、農林畜産物加工支援事業の場合には様式第5号を使用すること。)
- (4) 事業計画内容(様式第6号)
- (5) 法人にあつては、事業主体の定款及び登記簿謄本の写し
- (6) 農業団体等にあつては、規約及び会員名簿
- (7) 直近3年の決算書の写し(個人の場合は、申告書等)
- (8) 事業費の積算資料・見積り及び整備施設の設計書、導入機械等のカタログ等
- (9) 市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納のない証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(審査会)

第9条 市長は、前条の規定による申請を審査させるため、都城市はばたけ都城六次産業化総合対策事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

2 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる団体等の役職員等

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置き、副市長(事業担当)をもって充てる。

- 6 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 8 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 9 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前3項の規定にかかわらず、審議すべき事業について急施を要し、審査会の会議を招集する暇がないと会長が認める場合及び第4条第1項第1号に規定するソフト事業については、審査会の会議を省略し、書面により決議することができる。
- 12 会長は、必要があると認めるときは、補助対象者又は関係者を審査会の会議に出席させて意見を聴取することができる。
- 13 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、公開とすることができる。

(事業の認定等)

第10条 市長は、審査会が第8条の規定による申請を審査し、認定するものと決定したときは事業認定通知書(様式第7号)により、認定しないものと決定したときは事業認定不採択通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の申請手続)

第11条 事業認定を受け補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。ただし、市長が省略することを認めた書類は、この限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業計画明細書(ソフト事業又はハード事業の場合には様式第4号、農林畜産物加工支援事業の場合には様式第5号を使用すること。)
- (4) 事業計画内容(様式第6号)

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金等交付決定書により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 目的外使用の禁止。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、この限りではない。

ア 事業認定を受けた第7条第1項に規定する事業であること

イ 第7条第1項に規定する事業の用途又は目的を妨げない限度であること

ウ あらかじめ当該使用に係る目的外使用許可申請書(様式第9号)を市長に提出し、その認定を受けた者であること。当該提出があった場合には、市長は、許可するものと決定したときは目的外使用許可書(様式第10号)により、認定しないものと決定したときは目的外使用不採択通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。

エ 前ウに掲げる認定条件に違反し、目的外使用許可取消通知書(様式第12号)の通知があった者でないこと。

(2) 目的外使用の禁止に反した場合には、補助金を返納させること。

(3) 使途及び事業実績について調査を実施することがあること。

(4) 都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)第22条の規定に基づく文書の公開に備えること。

(補助金の支払方法)

第13条 補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

2 補助金の支払回数は、補助金の交付決定をした補助事業ごとに1回とする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第13号)

(2) 収支決算書(様式第14号)

(3) 支出を証明する書類の写し

(4) 出来高設計書（施設等を建設する場合）

2 前項に規定する補助事業等実績報告書は、当該補助事業が完了した日から1月以内又は事業年度の3月末日までのいずれか早い期日までに提出するものとする。

（補助事業の成果等の把握）

第15条 補助事業者は、当該補助事業完了以後の5年について、事業年度の3月末日までに「経営の改善目標」達成度報告書（ソフト事業又はハード事業の場合には様式第15号、農林畜産物加工支援事業の場合には様式第16号）により、新商品等の売上高の増加率、所得の増加率等を市長に報告するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、事業年度の4月末日までに報告することができる。

（重複交付の禁止）

第16条 補助事業者がこの要綱による補助金の対象となる補助事業について、国、県、市その他の団体から補助金等の交付を受けた場合は、この要綱に基づく補助事業実施年度の補助金は交付しないものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 規則第19条第1項ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に該当する期間とし、同項第2項の規定により市長が定める財産は、取得価格が50万円以上のものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年10月1日改正）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 16 日改正）

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

<p>補助対象事業 選定の原則</p>	<p>同一の補助対象者に対する補助事業実施年度内の補助金の交付回数 は、原則として、ソフト事業、ハード事業及び農林畜産物加工 支援事業ごとに1回とする。</p>
<p>補助対象経費 算入の原則</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費に算入するものは、メーカー希望小売価格等社会 通念上、妥当と認められる価格とする。 2 補助対象事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社 製品等の調達分又は関係会社（100パーセント同一の資本に属す るグループ企業並びに補助事業者の親会社、子会社、関連会社 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年 大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社、関連会社を いう。）及び補助事業者が他の会社等の関連会社である場合にお ける当該他の会社等をいう。）からの調達分（工事を含む。）が ある場合は、製造原価相当額を補助対象経費とする。 3 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。 4 補助事業に係る補助金交付決定前に発生した経費は、補助対象 経費から除く。
<p>物品等を調達 する場合の手 続等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品及び機械設備（以下「物品等」という。）の購入に係る予 定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が80 万円を超えるものについては、原則として3者以上の競争入札に より契約の相手方を決定すること。 2 施設整備の請負に係る予定価格が130万円を超えるものについ ては、原則として一括発注による3者以上の競争入札により契約 の相手方を決定すること。 3 予定価格80万円以下の物品等の購入及び予定価格130万円以下 の施設整備の請負に当たっては、原則として、2者以上から見積 書を徴する見積合せにより契約の相手方を決定すること。 4 競争入札を行う場合においては、都城市職員は、当該競争入札 に立ち会うことができるものとする。

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	1 第5条第1項第1号関係
選定の基準	<p>(1) 第5条第1項第1号ウの取組は、同号ア又はイの事業実施と併せて取り組むこと。</p> <p>(2) 第5条第1項第1号アのうち改良及び同号イのうち改善の取組は、同一商品にあつては、1回に限り補助対象事業とする。</p> <p>(3) 新商品の開発及び事業化に関する事業と認められないものは、補助対象事業から除く。</p> <p>2 第5条第1項第2号関係</p> <p>(1) 補助対象事業となる国内又は海外で開催される展示会等は、国内の行政機関、国内の法令の規定により設置されている団体、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づき銀行業の免許を付与された国内に本店を有する金融機関、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター、公益財団法人宮崎県産業振興機構、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会その他の類似団体のいずれかが主催、共催、後援又は当該展示会等に出展ブースを設置するものに限る。</p> <p>(2) 展示会等に出品できる商品は、国内外にかかわらず、新商品等とする。</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、一般財団法人都城圏域地場産業センターが主催又はブースを設置する展示会等への出展は、補助対象事業から除く。</p> <p>(4) 個別の営業活動と認められるものその他新商品等の販路開拓に関する事業と認められないものは、補助対象事業から除く。</p> <p>3 第5条第1項第3号関係</p> <p>(1) 新たな販売方式の導入又は販売方式の改善への取組は、当該導入又は取組によって収益増大が図られると認められるものでなければならない。この場合において、販売方式の改善は、</p>

	<p>単一の取組の改善ではなく、複数の改善の取組を行うことによって相乗効果が発揮され、収益増大が図られると認められるものでなければならない。</p> <p>(2) 第5条第1項第3号ア又はイのうち改善の取組は、同一補助対象者にあつては、1回に限り補助対象事業とする。</p> <p>(3) 第5条第1項第3号イにおいて、ダイレクトメール又はチラシの送付、テレビ又はラジオの広告放送など広告宣伝の範囲と認められる取組に係る事業その他補助対象者にとって新たな販売方式の導入又は販売方式の改善と認められない事業は、補助対象事業から除く。</p>
補助対象経費の基準	<p>1 第5条第1項第1号及び同項第3号に規定する事業に係る補助対象経費は、国内における取組又は活動に要する経費に限る。</p> <p>2 旅費は、原則として交通費及び宿泊費の実費とし、2名分（補助対象者及び当該補助対象者の役員又は従業員（家族のうち当該農林畜産業に従事する者を含む。））の旅費を上限とする。</p> <p>3 通常の個別の営業範囲と認められる取組に係る経費は、補助対象経費から除く。</p> <p>4 第5条第1項第3号ア及びイに規定する事業に係る補助対象経費は、ホームページ、商品ページ等の作製費など初期費用とし、インターネット通販等の開始後発生する月額システム利用料、手数料等の運転費用並びにインターネットへの接続経費及びインターネット利用に当たって発生する経費は、補助対象経費から除く。</p> <p>5 第5条第2項に規定する補助対象経費について、食糧費、交際費、家賃その他補助対象経費とすることが適切でないと思われる経費は、補助対象経費としない。</p>

別表第3（第6条関係）

補助対象事業	1 第6条第1項第1号及び第2号共通事項
選定の基準	<p>(1) 機械設備又は施設の新増設を補助対象事業とする。</p> <p>(2) 機械設備又は施設の更新は、加工製造又は販売において、明らかに規模拡大、効率向上、品質向上、収益増大等が図られると認められるもの（単なる機械設備の買替え、施設の建替え等は除く。）でなければならない。</p> <p>(3) 原則として、市内の施設に設置する機械設備の整備事業又は市内に施設を整備する事業を補助対象事業とする。なお、市外の施設に設置する機械設備の整備事業又は市外に施設を整備する事業を補助対象事業とする場合は、補助対象事業選定の基準を変更し、新たな基準を設定し、又は条件を付すことができるものとする。</p> <p>(4) 第6条第1項第1号ウ及び第2号ウの整備事業については、当該補助対象者の総合化事業計画で用いる自己生産農林畜産物等のうち、希少性、品質及び成分その他の観点から地域ブランド産品として認知されている、市特産品としての地位が確立されている、又は当該補助対象者以外の者が生産した農林畜産物等と差別化が図られていると認められる自己生産農林畜産物の生産の規模拡大に係る事業であって、かつ、当該整備事業を実施するに当たってあらかじめ当該自己生産農林畜産物等に係る新たな販路が確保されている場合に限り補助対象事業とする。</p> <p>2 第6条第1項第1号関係</p> <p>(1) 汎用性の高い機械設備（パーソナルコンピュータ、軽トラック、トラクター等）の整備事業は、補助対象事業から除く。</p> <p>(2) 中古機械設備の整備事業は、補助対象事業とする。</p> <p>(3) 移動販売車で販売する補助対象者に係る新商品等の割合は、全体の品目数、商品数、売上額又は売場面積のいずれかについて、50パーセント以上を占めること。</p>

	<p>3 第6条第1項第2号関係</p> <p>(1) 直売施設又は観光農園直売施設で販売する補助対象者に係る新商品等の割合は、全体の品目数、商品数、売上額又は売場面積のいずれかについて、50パーセント以上を占めること。</p> <p>(2) 農家レストラン又は農家民宿で提供する料理等の食材は、補助対象者に係る新商品等又は市内で生産された農林畜産物（加工品を含む。）が50パーセント以上を占めること。</p>
<p>補助対象経費の基準</p>	<p>1 第6条第1項第1号及び同項第2号共通事項</p> <p>(1) 自己生産農林畜産物等の生産に係る機械設備又は施設と認められるものは、補助対象経費から除く。ただし、第6条第1項第1号ウ及び同項第2号ウの事業に係るものは除く。</p> <p>(2) 機械設備又は施設を補助対象経費とするか否かは、その必要性、汎用性等の観点から判断する。</p> <p>2 第6条第1項第1号関係</p> <p>(1) 中古機械設備（中古機械設備等の購入に当たり必要となる修繕費用を含む。）の補助対象経費の上限は、法定耐用年数による残存価格とする。</p> <p>(2) 中古機械設備の耐用年数を延長するためのオーバーホールに要した経費は、前号に規定する上限額に加えるものとする。</p> <p>3 第6条第1項第2号関係</p> <p>(1) 事務所並びに補助対象者及び当該補助対象者の関係者が居住の用として利用する施設その他加工製造及び販売に必要な施設と認められない施設（以下「事務所等」という。）は、補助対象経費から除く。なお、補助対象施設内に設置する事務所等については、事務所等とそれ以外の部分との間に必ず間仕切りを行うこととし、この場合における補助対象経費は、当該施設の延床面積から当該事務所等の床面積を控除した床面積を延床面積で除したものに、当該施設整備に係る請負契約の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を乗じて得た金額（1千円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>

(2) 自ら所有し、又は他の者から借り受ける住宅、店舗、倉庫その他の施設を改装して、加工製造施設、直売施設その他必要と認められる施設を新增設する場合に限り、改装工事費を補助対象経費とする。この場合において、補助対象施設内に事務所等が設置されているときの補助対象経費の基準は、前号の規定を準用する。

(3) 第6条第2項第4号に規定する補助対象経費について、土地購入費、地代、家賃その他補助対象経費とすることが適切でないと認める経費は、補助対象経費から除く。

別表第4（第7条関係）

<p>補助対象事業 選定の基準</p>	<p>1 第7条第1項第1号及び第2号共通事項</p> <p>(1) 機械設備の新增設を補助対象事業とする。</p> <p>(2) 機械設備の更新は、コラボ商品等の加工製造において、明らかに規模拡大、効率向上、収益増大等が図られると認められるもの（単なる機械設備の買替え等は除く。）でなければならない。</p> <p>(3) 原則として、市内の施設に設置する機械設備の整備事業を補助対象事業とする。なお、市外の施設に設置する機械設備の整備事業又は市外に施設を整備する事業を補助対象事業とする場合は、補助対象事業選定の基準を変更し、新たな基準を設定し、又は条件を付すことができるものとする。</p> <p>3 第7条第2項第1号関係</p> <p>(1) 汎用性の高い機械設備（パーソナルコンピュータ等）の整備事業は、補助対象事業から除く。</p> <p>(2) 中古機械設備の整備事業は、補助対象事業とする。</p>
<p>補助対象経費 の基準</p>	<p>1 第7条第1項第1号及び第2号共通事項</p> <p>(1) 主としてコラボ商品等以外の加工品の製造に係る機械設備と認められるものは、補助対象経費から除く。</p> <p>(2) 機械設備を補助対象経費とするか否かは、その必要性、汎用性等の観点から判断する。</p> <p>(3) 中古機械設備（中古機械設備等の購入に当たり必要となる修繕費用を含む。）の補助対象経費の上限は、法定耐用年数による残存価格とする。</p> <p>(4) 中古機械設備の耐用年数を延長するためのオーバーホールに要した経費は、前号に規定する上限額に加えるものとする。</p>